

【 通 信 委 員 会 】

(1) 審議概観

第129回国会において通信委員会に付託された法律案は内閣提出6件であり、いずれも成立した。また、日本放送協会（NHK）の平成6年度予算、3年度決算及び4年度決算が付託され、このうち6年度予算が承認された。本委員会付託の請願1種類12件は保留となった。

〔法律案の審査〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、介護割増年金付終身年金保険を設けようとするものである。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託された資金の運用を行うことができるようにするものである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、長期間払い戻しの請求等のない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設け、また、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものである。

委員会においては、以上3案を一括して審査し、金利自由化時代における郵便貯金の役割と事業運営、金利自由化に関する郵政省・大蔵省合意の経緯・内容と利用者ニーズへの対応、権利消滅金の発生防止策、金融自由化対策資金の運用状況と郵便貯金資金の地域への直接還元、簡易生命保険の契約状況と保険料の改定、簡易保険資金運用状況と指定単の運用制度改善の理由、高齢化社会や金融自由化時代における簡易生命保険事業の役割と事業運営等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決した。なお、簡易生命保険法の一部

を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し3項目の附帯決議を、郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し4項目の附帯決議をそれぞれ行った。

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴い、おのその特色を生かした番組の放送が行われることの重要性が増大していることから、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものである。

委員会においては、放送番組素材利用促進事業の「基本指針」の内容と同事業の経営見通し、マルチメディア社会に対応した放送政策展開の基本的な考え方、映像ソフト産業の振興策、放送番組素材流通への国の関与のあり方等について質疑を行い、多数をもって可決した。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、通信衛星による国際電気通信事業へ外国事業者が参入できるようにするものである。

放送法の一部を改正する法律案は、放送による情報の国際交流を促進するため、NHK及び民放が他人に委託して人工衛星により外国に放送することができるようにするほか、有料放送の契約約款のうち多重放送について認可制から届出制に改めようとするものである。

委員会においては、以上2案を一括して審査し、国際衛星通信分野における環境の変化と通信主権（外国性排除）のあり方、非インテルサット衛星利用とインテルサット体制の役割、外国衛星通信事業者の参入と国内事業者の競争力、国内・国際通信における公衆網・専用網接続問題、国際テレビジョン時代へのNHK及び民放の対応、委託協会国際業務の内容と財源問題、越境テレビの受信と国際的合意づくりへの取り組み、放送表現に対する教育的・国際的見地からの危惧等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

〔承認案件の審査〕

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成6年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、マルチメディア時代に向けた通信政策とNHKの対応、

NHK経営5カ年計画の進捗状況と来年度以降の中期的見通し、ハイビジョン放送についての今後の取り組み、NHK関連団体のあり方、NHKの福祉番組の拡充、NHKの番組制作費用のあり方等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

〔国政調査・委嘱審査〕

5月31日、日笠郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、6月6日、郵政事業運営における特定郵便局の重要性、21世紀に向けた新たな情報通信基盤整備への取り組み、地方文化を支える地方放送局の経営環境の改善策、簡易生命保険の加入限度額引き上げ、内閣として総合的な情報通信政策展開の必要性、日米通信機器に関する問題、電波行政機関のあり方、公共料金凍結閣議了解とNTT電話料金改定問題、テレビ番組における暴力・性表現の改善検討等について質疑を行った。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度郵政省関係予算の審査を行い、「新世代通信網パイロットモデル事業」の意義と情報通信基盤整備への取り組み、地域情報化施策の今後の展開、郵政短時間職員制度の試行内容、郵便料金改定後における郵便利用状況、手紙文化育成に向けた取り組み、郵便を通じた福祉増進策、国際ボランティア貯金の寄附金配分における女性地位向上事業への配慮、「かんぼ健康増進支援事業」の実施状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年3月29日(火)(第1回)

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を行うことを決定した。

参考人の出席を求めることを決定した。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

(閣承認第1号)(衆議院送付)

について神崎郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事中村和夫君、同協会理事中井盛久君、同協会理事齊藤暁君及

び同協会専務理事・技師長森川脩一君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、護憲、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年5月31日(火)(第2回)

郵政行政の基本施策に関する件について日笠郵政大臣から所信を聴いた。

○平成6年6月6日(月)(第3回)

郵政行政の基本施策に関する件について日笠郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第67号)

以上3案について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

以上両案をいずれも可決した。

(閣法第55号・閣法第56号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第67号)を可決した。

なお、附帯決議を行った。

(閣法第67号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

○平成6年6月10日（金）（第4回）

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

（閣法第41号）（衆議院送付）

について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無
反対会派 二院、護憲

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

（閣法第54号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上両案について日笠郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第5回）

参考人の出席を求めることを決定した。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

（閣法第54号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上両案について日笠郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会専務理事海老沢勝二君及び社団法人日本民間放送連盟会長磯崎洋三君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第54号・閣法第75号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院、護憲、無
反対会派 なし

理事の補欠選任を行った。

○平成6年6月22日（水）（第6回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（郵政省所管）について日笠郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省及び労働省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第7回）

請願第787号外11件を審査した。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
※41	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案	衆	6. 3. 25	6. 6. 6 (予)	6. 6. 10 可決	6. 6. 10 可決	6. 5. 20	6. 6. 3 可決	6. 6. 7 可決	
54	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
55	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	参	4. 12	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
56	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案	〃	4. 12	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
67	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	4. 22	5. 25	6. 6 可決	6. 8 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
75	放送法の一部を改正する法律案	衆	6. 3	6. 8	6. 20 可決	6. 22 可決	6. 3	6. 7 可決	6. 8 可決	

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	6. 3. 4	6. 3. 4 (予)	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 3. 4	6. 3. 25 承認	6. 3. 25 承認	

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
日本放送協会平成3年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	5. 2. 2 (第126回国会)	6. 1. 31			6. 1. 31			第126回国会 第127回国会 第128回国会 未了
日本放送協会平成4年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	6. 2. 8	2. 8			2. 8			

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴いおのおの放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 素材映像等、放送番組素材、放送番組素材利用促進事業等の定義をすること。
- 2 郵政大臣は、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な方向、同事業を実施する者の要件に関する事項、放送番組素材の収集及び制作の基準に関する事項を審議するための機関に関する事項、同事業の内容等に関する基本指針を定めること。
- 3 放送番組素材利用促進事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができること。
- 4 通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加すること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、人工衛星の無線局の無線設備等により国際電気通信事業を営もうとする者については、外国人等であることを第一種電気通信事業の許可の欠格事由としないこととするとともに、その者が営む当該事業に係る無線局であって人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等については、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正

第一種電気通信事業の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、人工衛星の無線局の無線設備等のみを設置して国際電気通信事業を営もうとする者であって、国内に営業所を有する者には、適用しないこと。

2 電波法の一部改正

無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、前記の電気通信事業法の一部改正により外国性の制限の適用を受けなくなる外国人等が国際電気通信事業を営むために開設する無線局であって、人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等には、適用しないこと。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、終身年金保険の制度の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険（以下「介護割増年金付終身年金保険」という。）を設けること。
- 2 介護割増年金付終身年金保険については、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること。
- 3 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施について、積極的に努めるべきである。

一 簡易生命保険は、簡易に利用できる国営の生命保険として、国民の自助努

力による経済生活の安定向上に役立てるため、今後とも、国民のニーズに即した商品の開発充実、加入限度額の引上げなど制度の改善を図るとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に努めること。

一 簡易生命保険の積立金は、加入者に対する将来の保険金・年金の支払のための原資であることを十分に認識し、その确实かつ有利な運用に努めるとともに、リスク・ヘッジ手法の一層の充実、より効果的な分散投資を可能とするための運用対象の多様化等資金運用制度の改善を図ること。

一 国民の自助努力を一層支援するため、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。

右決議する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託された資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

(1) 簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、積立金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法人の1回に発行する外国債の10分の6を超える割合の引き受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととすること。

(2) 郵政大臣は、簡易生命保険特別会計の積立金から、簡易保険福祉事業団に対して運用のための資金を低利かつ変動金利により運用寄託することができることとすること。

2 簡易保険福祉事業団法の一部改正

- (1) 簡易保険福祉事業団の業務について、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用を同特別会計から運用寄託された資金の運用に改めること。
- (2) 簡易保険福祉事業団は、運用寄託金の受け入れ後10年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならないこととする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

〔附帯決議〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、長期間払い戻しの請求等のない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸し付けの更新の制度を設け、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 すべての通常郵便貯金の利率について政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとすること。
- 2 10年間預入、払い戻し等のない通常郵便貯金については、預入または一部払い戻しの取り扱いをしないで全部払い戻しのみの取り扱いをすることとし、当該取り扱いをすることとされた貯金について、その後10年間全部払い戻しの請求がない場合において、預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から2月以内に貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は消滅することとすること。

- 3 預金者貸し付けについて、貸付期間が満了する場合において、政令で定める回数を限度として貸し付けの更新ができるようにするとともに、当該政令の制定または改正の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならないこととする。
- 4 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、同資金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法人の1回に発行する外国債の10分の6を超える割合の引き受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととする。
- 5 本法律は、1に関する改正規定については公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から、2に関する改正規定については平成7年4月1日から、3に関する改正規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、4に関する改正規定については公布の日から、それぞれ施行すること。

〔附帯決議〕

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等郵便貯金事業を取り巻く環境変化に対応するため、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

- 一 預貯金金利の自由化が完了することにかんがみ、国営・非営利の郵便貯金の金利決定に当たっては、引き続き金利自由化のメリットを広く国民が享受できるよう特に配慮するとともに、小口預金者にも適切な金融情報が提供されるように努めること。
- 一 金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金資金の一層有利で安全確実な運用を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、全国各地から集められた郵便貯金資金を直接地域に還元できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。
- 一 多様化する国民利用者のニーズに対応するとともに、国民の自助努力を支援するため、老後生活の充実に資する商品・サービスの開発や預金者貸付制度の改善など、引き続き利用者の利便向上に努めること。
- 一 権利消滅金については、もともと預金者の大切な貯金であることにかんが

み、消滅を防止する方策をより一層推進するとともに、その用途に関しては、資金の性格に十分配慮し、国民利用者の理解が得られる施策の検討を進めること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、放送による情報の国際交流を促進するため、日本放送協会がその放送番組を外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる業務を行うこととするとともに、一般放送事業者である委託放送事業者がその放送番組を国内及び外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる業務を行うことができることとし、あわせて、有料放送に係る規制を合理化するため多重放送についてはその契約約款を認可制から届出制に改める等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本放送協会の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であって、人工衛星の無線局により行われるものを受託協会国際放送と、また、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であって、人工衛星の無線局により行われるものを受託内外放送と定義すること。
- 2 日本放送協会は、電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者または受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる委託協会国際放送業務を行うこととするとともに、日本放送協会は、放送番組及びその編集上必要な資料を外国有線放送事業者に提供することができること。
- 3 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者は、その放送番組の編集に当たっては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならないとすること。また、受託内外放送を

受託国内放送とみなし、国内放送の放送番組の編集等に関する規定を適用すること。

- 4 有料放送に関する規定は、国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける者との契約関係等に適用すること。また、有料放送事業者が多重放送である有料放送を行う場合の国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件に関する契約約款については、認可制から届出制に改めること。
- 5 本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

〔附帯決議〕

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性及び公共放送に対する国民の期待を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。
- 一 協会は、マルチメディア社会の到来を見据え、放送をめぐる環境の変化に的確に対応し、視聴者の要望を反映しつつ、新しい時代の公共放送にふさわしい事業体制の実現に努めること。
- 一 衛星放送については、難視聴解消に必要な放送の確保及びその特質を生かした放送番組の充実向上を図るとともに、ハイビジョンの推進方策について、その周知に努めること。
- 一 本格的な国際化時代に対応して、映像メディアによる国際交流を推進するとともに、国際放送の充実を図ること。
- 一 協会は、地域社会の発展に貢献する情報番組を提供するなど、地域文化の向上に資する放送の一層の拡充を図ること。
- 一 障害者や高齢者の情報入手の利便がさらに向上するよう、字幕放送の拡充など放送を通じて福祉の増進に努めること。
- 一 協会は、放送開始70周年を迎えるに当たり、これまで培ってきた公共放送の意義と役割について、国民の一層の理解と協力を得るよう努めること。右決議する。